## 平成27年度

定 例 監 查 結 果 報 告 書 財政援助団体等監査結果報告書

平成28年2月

中央区監查委員

# 图

定例監査	<b>E</b> 結果報告書
第1	各部課及び学校等監査 ・・・・・・・・・・ 1
第2	重点事項に関する監査 ・・・・・・・・・・・・・ 3
第3	工事監査
第4	<b>監査のまとめ</b>
別表	L 平成27年度各部課及び学校等監査実施日程 ····・・ 8
別表 2	2 平成27年度区施設等の視察実施日程 ・・・・・・・・・・・・・ 1 1
財政援助	力団体等監査結果報告書
第1	<b>監査実施期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</b>
第2	<b>監査の対象及び範囲 ・・・・・・・・・・・・・・</b> 1 3
第3	<b>監査の方法及び観点 ・・・・・・・・・・・・・・・</b> 1 3
第4	対象団体等の概要と監査の結果・・・・・・・・・・・・ 14
第5	<b>監査のまとめ</b>
別表	平成27年度財政援助団体等監査実施日程 · · · · · · 2 3

# 平成27年度

定例監查結果報告書

27中監第163号 平成28年2月26日

中央区議会議長中央区教育委員会教育長中央区選挙管理委員会委員長中央区監査委員

中央区監査委員 梅 田 源 一 同 守 本 利 雄 同 墨 谷 浩 一

#### 平成27年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した平成27年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条 第12項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、押田まり子前監査委員は平成27年4月30日まで関与し、 墨谷浩一監査委員は同年6月1日から関与しました。小森健司前監査委員は平成27 年11月30日まで関与し、守本利雄監査委員は同年12月1日から関与しました。

#### 第1 各部課及び学校等監査

1 監查実施期間

平成27年4月16日から平成28年2月22日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1 のとおりです。

また、新たな施設を中心に区施設等の視察を行いました。(実施日程は別表2)

#### 2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、 教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立 小学校・中学校・幼稚園

3 監査の範囲、方法及び観点

#### (1) 範 囲

事務執行部局における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

また、行政監査的視点を踏まえ、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても併せて監査範囲としました。

#### (2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを点検・照合し、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

#### (3) 主たる観点

各事務事業が地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり執行されているかを基本として、以下の点を踏まえ監査を実施しました。

#### ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は合規適正であるか。

#### イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。

- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。
- ウ 財産の管理について
  - (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
  - (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
  - (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
  - (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

#### 4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を 挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事 例がありましたので、それぞれ対応を図ってください。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導しました。

(1) 超過勤務等命令簿に関すること

超過勤務等命令簿で給与担当確認欄が未処理のものが多数ありました。 担当者の確認の徹底などにより、遺漏がないよう事務処理を行ってください。(区民部 区民生活課)

(2) 旅費に関すること

ア 近接地内旅費の支給遅延が見受けられました。旅行者が立替払いをしていることからも、遅滞のない旅費支給を心掛けてください。

(区民部 区民生活課)

イ 近接地外旅費が受領されているにもかかわらず、内国旅費請求内訳書 兼領収書に受領印のないものが散見されました。金銭取扱い上の事故を 誘発するおそれもありますので、組織的な点検を行うなど適正な事務処 理に努めてください。(区民部 スポーツ課)

#### (3) 滞納に関すること

ア 国民健康保険料の収入率は前年度に比べ1.3ポイント改善しているものの、収入未済額は約21百万円(約2%)増加しています。滞納は、負担の公平性の観点からも看過できない問題です。時効が2年と短いため、保険料の支払能力を把握のうえ適切な滞納対策を講じてください。

(福祉保健部 保険年金課)

イ 区民住宅使用料の収入未済額は前年度に比べ約10百万円(約15%)増加 しています。特に、長期滞納者については他の入居者との公平性の観点 からも納付交渉を強化するとともに、ケースによっては法的措置も含め 退去を促すなどの対応も必要です。

滞納者の経済状況を把握のうえ、それぞれの状況に応じた適切かつ効果的な対策を講じてください。(都市整備部 住宅課)

#### 第2 重点事項に関する監査

区では、個人・団体を問わずそれぞれの施策の一環として、さまざまな目的をもった補助金を交付しています。本年度の定例監査では、今後の事務改善に資するため、重点事項として、これらの補助金がその目的に沿い、経済的・効率的・効果的に実施されているかなどを検証するため、以下の10事業を対象に関係職員からの説明聴取などにより監査を実施しました。

- 1 監査の対象とした補助金及び監査実施期日
  - (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金(総務部総務課) 平成27年4月13日
  - (2) 防犯設備整備費助成金(総務部 危機管理課) 平成27年4月13日
  - (3) 地域手づくりイベント推進助成金(区民部 地域振興課)平成27年4月15日

(区民部 日本橋特別出張所) 平成27年4月16日

(区民部 月島特別出張所) 平成27年4月16日

- (4) 商工業観光事業等振興補助金(区民部 商工観光課) 平成27年6月11日
- (5) 認証保育所運営費等補助金

(福祉保健部 子育て支援課) 平成27年5月7日

(6) 高齢者クラブ活動運営助成金

(福祉保健部 高齢者福祉課) 平成27年4月21日

(7) 妊婦健康診査に要する費用の助成金

(福祉保健部 健康推進課) 平成27年5月25日

(8) 花と緑のまちづくり助成金

(環境土木部 水とみどりの課) 平成27年5月28日

- (9) リサイクル活動団体助成金(環境土木部中央清掃事務所)平成27年5月29日
- (10) 区民文化財保護奨励金

(教育委員会事務局 図書文化財課) 平成27年6月5日

#### 2 監査の結果

監査の結果については、既に「平成26年度中央区各会計歳入歳出決算審査意見書」の一般会計歳入歳出に関する個別意見として述べましたとおり、補助金の交付や額の確定の手続などいずれの事業もおおむね適正に執行されており、是正・改善を要する事例はありませんでした。それぞれの事業目的に沿い一定

の成果を挙げているものと認められます。

しかし、一部に補助金交付額の確定処理の際に実績報告の審査は行うものの 領収書等の証拠書類の点検までは実施していないものや領収書にやや不備な点 があるもの、交付先の団体において次年度への繰越金が多額となっているもの、 会議費(飲食費)の支出頻度が多いものなどが見受けられるとともに、実績報告 の提出時期が遅いものも散見されました。

補助の目的に合致したより公正性・透明性の高い補助制度となるよう、補助 要綱の見直しや実施基準・要領等の作成も含め点検・検討してください。

#### 第3 工事監査

- 1 監査実施期日
  - (1) 事務局による設計図書等の事前監査
    - ア 土木工事 平成27年12月9日・平成28年1月22日
    - イ 営繕工事 平成27年12月9日
  - (2) 監査委員による監査及び工事現場の実地調査
    - ア 土木工事 平成28年2月1日
    - イ 営繕工事 平成28年2月4日
- 2 監査の対象とした工事及び概要
  - (1) 数寄屋橋公園(銀座四丁目側)の改修(環境土木部 水とみどりの課)
    - ア 所 在 地 中央区銀座四丁目2番1号
    - イ エ 期 平成27年12月2日~平成28年3月28日
    - ウ 整備面積 956.1m<sup>2</sup>
    - 工 請負金額 53,676,000円
    - 才 出来高 10.4%(平成28年1月末)
  - (2) 数寄屋橋公園(銀座五丁目側)の改修(環境土木部 水とみどりの課)
    - ※ 隣地開発事業者による地域貢献事業として整備
    - ア 所 在 地 中央区銀座五丁目2番1号
    - イ エ 期 平成27年9月15日~平成28年3月31日
    - ウ 整備面積 3,407.2 m<sup>2</sup>
    - 工 出来高 60.0%(平成28年1月末)
  - (3) 環境にやさしい道路の整備(低騒音舗装)・道路の改修(車道改修)

(環境土木部 道路課)

- ア 所 在 地 中央区八丁堀一丁目6番先~八丁堀二丁目23番先
- イ エ 期 平成27年9月18日~12月18日

- ウ 施工延長 186.1m
- エ 請負金額 (環境にやさしい道路の整備)41,852,160円

(道路の改修)

14,307,840円

計 )

56, 160, 000円

オ 出来高 100%(工事完了)

- (4) 歩行者専用橋の整備(下部工及び上部工)(環境土木部 道路課)
  - ※ 上部修景工事及び取付護岸整備工事は別途発注

期 平成28年4月~平成29年9月(予定) T.

額 約1,276,000,000円 **金** 

ア所在地 中央区勝どき二丁目2番先~晴海一丁目8番先

工 期 平成26年7月1日~平成28年6月30日 イ

橋 長 87.8m ウ

工 請負金額 1,251,277,200円

才 出来高 66.1%(平成27年12月末)

(5) 築地場外市場地区先行営業施設(築地魚河岸)の整備

(都市整備部 営繕課〈執行委任元:都市整備部 地域整備課〉)

所 在 地 (小田原橋棟) 中央区築地六丁目26番

(海幸橋棟) 中央区築地六丁目27番

イ T. 期 平成26年7月1日~平成28年3月31日

ウ 施設概要 (小田原橋棟) 鉄骨造 地上3階建 延面積:4,140.87㎡ (海幸橋棟) 鉄骨造 地上2階建 延面積:3,430.68㎡

工 請負金額 3,168,198,360円

才 出来高 (建築機械設備電気設備) 80.87%

(昇降機設備<小田原橋棟>) 80.00%

(地中障害撤去) 100%(工事完了)

(集中自動検針設備工事) 0%

(6) 豊海小学校・幼稚園の改築

(都市整備部 営繕課〈執行委任元:教育委員会事務局 学務課〉)

ア 所 在 地 中央区豊海町3番

イ エ 期 平成26年7月1日~平成28年7月29日

ウ施設概要

(小学校) 鉄筋コンクリート造 地上5階・地下1階 延面積:12,021.39㎡

(幼稚園) 鉄筋コンクリート造 地上1階 延面積:2,153.14㎡

工 請負金額 7,773,537,600円

才 出来 高 (建築 機械設備 電気設備) 39.78%

(昇降機設備)

0%

(地中障害撤去) 100%(工事完了)

#### 3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査を行うと ともに、所管部局の課長等から説明を聴取し質疑を行いました。

また、併せて工事現場(工事完了施設を含む。)の実地調査を行いました。

#### 4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、設計、積算、契約等の手続のほか、施 工や監理、検査についても適正に行われているものと認められ、是正・改善を 要する事例はありませんでした。

築地場外市場地区先行営業施設(築地魚河岸)の整備及び豊海小学校・幼稚園 の改築においては契約変更がなされていますが、いずれもインフレスライド条 項の適用と地中障害によるものであり、やむを得ないものと判断されます。

今後とも、適法性、経済性はもとより、安全面や環境面にも十分に配慮した 施工を期待します。

なお、区施設や道路、公園などの照明のLED化については、維持管理費と 環境の両面から可能な限り積極的に推進してください。

#### 第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、前記の「主たる観点」を基本とし、併せて事務事業が 経済性・効率性・有効性の面からも多様な区民ニーズに的確に応えているかど うかといった視点から、公正かつ厳正に実施しました。

事務上の軽易な誤りは減少傾向にありますが、業務多忙による確認漏れや担 当者の変更による事務の理解・注意不足などによる誤りが散見されます。根拠 規定等をしっかりと確認し理解を深めるとともに、職場全体で事務の執行態勢 や規律の順守等について点検を行うなど、適正な事務処理と再発防止に努めて ください。

なお、歳入面では、収入未済の総額は前年度と比べて減少しましたが、住宅 や駐車場使用料などの「使用料及び手数料」、弁償金、返還金、貸付金元利収入 などの「諸収入」、各特別会計の「保険料」などの収入未済額は増加しています。 受益者負担の適正化や公平性確保の観点から実効性のある措置を講ずるととも に、全庁を挙げて債権管理体制を充実・強化し、収納率の向上に積極的に取り

組んでください。また、滞納に至らないための対策も併せて進めてください。

歳出面では、前述のとおり本年度の定例監査では「補助金」を重点事項として監査を行いました。現在、区が交付している補助金の数は約140事業で、平成26年度の交付総額は150億円を超え、歳出に占める割合も約19%となっています。市街地再開発事業助成(約76億円)のように各年度の地区数やそれぞれの地区の事業量によって金額が大きく変化するものもありますが、全般的に補助金は増加傾向にあります。今回は、補助金交付額の確定処理における領収書の点検や実績報告の提出時期などについて意見を述べさせていただきましたが、それぞれの補助金を所管する部課においては、当該補助制度が真に必要なものであるか、補助金がその目的に沿って適正かつ効果的に活用されているかなどについても把握・点検する必要があると考えます。

今後とも、歳入・歳出の両面に渡り前例にとらわれることなく各事業の必要性・有効性を厳しく検証することにより健全な財政基盤を堅持し、新たな行政需要に的確に対応できる区政運営を要望します。

### (別 表 1)

## 平成27年度各部課及び学校等監査実施日程

対象	課等	監査	5 員 監 査	事務	局 監 査
企 画 部	企画財政課	平成27年	7月10日(金	) 平成27年	6月 9日 (火)
	広 報 課	平成27年	7月10日(金	) 平成27年	6月 9日 (火)
	情報システム課	平成27年	7月10日(金	) 平成27年	6月 9日 (火)
	オリンピック・パラリンピック 調 整 担 当 課	平成27年	7月10日(金	) 平成27年	6月 9日 (火)
総 務 部	秘 書 室	平成27年	7月 3日 (金	平成27年	7月 2日 (木)
	総務課	平成27年	7月 3日(金	) 平成27年	7月 2日 (木)
	職員課	平成27年	7月 3日(金	平成27年	6月19日(金)
	経 理 課	平成27年	7月 3日(金	) 平成27年	6月19日(金)
	税務課	平成27年	7月 6日 (月	) 平成27年	6月22日(月)
防災危機 管理室	防災課	平成27年	7月 6日 (月	) 平成27年	6月22日 (月)
	防災倉庫			平成27年	11月25日 (水)
	危機管理課	平成27年	7月 6日 (月	) 平成27年	6月22日 (月)
区 民 部	区民生活課	平成27年	7月 8日 (水	) 平成27年	6月23日 (火)
	地域振興課	平成27年	7月 9日 (木	) 平成27年	6月23日 (火)
	文化・生涯学習課	平成27年	7月 8日 (水	) 平成27年	6月24日 (水)
	スポーツ課	平成27年	7月 9日 (木	) 平成27年	6月24日 (水)
	商工観光課	平成27年	7月 8日 (水	) 平成27年	6月25日 (木)
	日本橋特別出張所	平成27年	7月 9日 (木	) 平成27年	6月25日 (木)
	月島特別出張所	平成27年	7月 9日 (木	) 平成27年	6月29日 (月)

対象	課等	監査委員監査	事務局監査
福祉保健部	管 理 課	平成27年 5月13日(水)	平成27年 4月28日(火)
	子育て支援課	平成27年 5月13日(水)	平成27年 5月 1日(金)
	明石町保育園		平成27年11月12日(木)
	築地保育園		平成27年11月12日(木)
	日本橋保育園		平成27年11月10日(火)
	浜町保育園		平成27年11月10日(火)
	つくだ保育園		平成27年11月11日(水)
	晴海保育園		平成27年11月11日(水)
	生活支援課	平成27年 5月13日(水)	平成27年 4月28日 (火)
	障害者福祉課	平成27年 5月14日(木)	平成27年 5月 8日(金)
	保険年金課	平成27年 5月14日(木)	平成27年 5月11日 (月)
	子ども家庭支援 センター	平成27年 5月14日(木)	平成27年 5月11日 (月)
	浜町児童館		平成27年11月10日(火)
	月島児童館		平成27年11月12日(木)
	福祉センター	平成27年 5月14日(木)	平成27年 5月 8日(金)
高齢者施策 推進室	高齢者福祉課	平成27年 5月21日(木)	平成27年 5月12日(火)
1年2年	シニアセンター		平成27年11月11日(水)
	介護保険課	平成27年 5月21日(木)	平成27年 5月12日(火)
中央区保健所	生活衛生課	平成27年 5月22日(金)	平成27年 5月18日 (月)
	健康推進課	平成27年 5月22日(金)	平成27年 5月18日 (月)
	日本橋保健センター	平成27年 5月22日(金)	平成27年 5月19日(火)
	月島保健センター	平成27年 5月22日(金)	平成27年 5月19日 (火)

対象	課等	監査す	長員監査	事務局監査
環境土木部	環境政策課	平成27年	5月28日 (木)	平成27年 5月26日(火)
	環境推進課	平成27年	5月28日 (木)	平成27年 5月26日(火)
	水とみどりの課	平成27年	6月 2日 (火)	平成27年 5月27日(水)
	道路課	平成27年	6月 2日 (火)	平成27年 5月27日(水)
	中央清掃事務所	平成27年	6月 2日 (火)	平成27年 5月29日(金)
都市整備部	都市計画課	平成27年	6月10日 (水)	平成27年 6月 1日(月)
	地域整備課	平成27年	6月10日 (水)	平成27年 6月 1日(月)
	住 宅 課	平成27年	6月10日 (水)	平成27年 6月 3日(水)
	建築課	平成27年	6月11日 (木)	平成27年 6月 3日(水)
	営 繕 課	平成27年	6月11日 (木)	平成27年 6月 1日(月)
会 計 室		平成27年	4月30日 (木)	平成27年 4月22日(水)
教育委員会 事務局	庶 務 課	平成27年	6月15日 (月)	平成27年 6月 4日(木)
于 初 问	学務課	平成27年	6月15日 (月)	平成27年 6月 8日 (月)
	指 導 室	平成27年	6月17日 (水)	平成27年 6月 8日 (月)
	図書文化財課	平成27年	6月17日 (水)	平成27年 6月 4日(木)
	日本橋図書館			平成27年11月10日(火)
	月島図書館			平成27年11月11日(水)

対 象	課等	監査委	員監査	事 務	局 監 査	
教育委員会	泰明小学校			平成28年	1月14日	(木)
	泰明幼稚園			平成28年	1月14日	(木)
	中央小学校	平成28年	1月28日 (木)	平成28年	1月28日	(木)
	中央幼稚園	平成28年	1月28日 (木)	平成28年	1月28日	(木)
	明正小学校			平成28年	1月15日	(金)
	明正幼稚園			平成28年	1月15日	(金)
	常盤小学校	平成28年	1月20日(水)	平成28年	1月20日	(水)
	有馬小学校			平成28年	1月15日	(金)
	有馬幼稚園			平成28年	1月15日	(金)
	久松小学校	平成28年	1月20日(水)	平成28年	1月20日	(水)
	久松幼稚園	平成28年	1月20日(水)	平成28年	1月20日	(水)
	月島第一小学校			平成28年	1月18日	(月)
	月島第一幼稚園			平成28年	1月18日	(月)
	月島第二小学校			平成28年	1月18日	(月)
	月島第二幼稚園			平成28年	1月18日	(月)
	宇佐美学園			平成27年	9月11日	(金)
	銀座中学校			平成28年	1月26日	(火)
	日本橋中学校	平成28年	1月28日(木)	平成28年	1月28日	(木)
選挙管理委員会	事務局	平成27年	7月 6日 (月)	平成27年	6月18日	(木)
監 査 事 剤	务 局	平成27年	4月24日(金)	平成27年	4月22日	(水)
区 議 会 議	会 局	平成27年	4月30日 (木)	平成27年	4月23日	(木)

(別 表 2)

## 平成27年度区施設等の視察実施日程

ケアサポートセンター十思 ほか8施設	平成27年 7月31日 (金)
宇佐美学園	平成27年 9月11日 (金)

# 平成27年度

財政援助団体等監査結果報告書

27中監第163号 平成28年2月26日

中央区議会議長中央区教育委員会教育長中央区選挙管理委員会委員長中央区監査委員

 中央区監査委員 梅 田 源 一

 同 守 本 利 雄

 同 墨 谷 浩 一

#### 平成27年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施 した平成27年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によ り、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条 第12項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、小森健司前監査委員は平成27年11月30まで関与し、守本利雄監査委員は同年12月1日から関与しました。

#### 第1 監査実施期間

平成27年10月1日から平成28年2月22日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表のと おりです。

#### 第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(以下「財政援助団体」という。)及び指定管理 者のうち、次の8団体を対象としました。

なお、財政援助団体については補助対象の事務を、指定管理者については施設 の管理運営に係る事務を実地に監査を行いました。

また、当該監査の実施に併せて、対象となる団体に対する所管部課の指導監督 が適切に行われているかについても監査を実施しました。

- 1 財政援助団体
  - 社会福祉法人 中央区社会福祉協議会
- 2 対象施設及び指定管理者
  - (1) 社会教育会館[3館]

小学館集英社プロダクショングループ

- (2) 総合スポーツセンター・浜町運動場・月島スポーツプラザ シンコースポーツ・大成サービス共同事業体
- (3) 十思保育園

社会福祉法人 清香会

(4) 京橋こども園

株式会社 小学館集英社プロダクション

- (5) 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」 社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
- (6) 新川児童館

株式会社 ポピンズ

(7) 日本橋高齢者在宅サービスセンター 株式会社 ニチイ学館

#### 第3 監査の方法及び観点

- 1 方法
  - (1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、 財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係 諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等とを点検・照合し、関係者から説明を聴取するなど、必要と認めた監査手続により実施しました。

#### (2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査 資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等とを点検・照合し、 必要に応じて実地調査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必 要と認めた監査手続により実施しました。

#### 2 主たる観点

- (1) 財政援助団体
  - ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。
  - イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。
  - ウ 補助条件は適切に履行されているか。
- (2) 指定管理者
  - ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
  - イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。
  - ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。
  - エ 施設の利用状況は十分か。
  - オ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

#### 第4 対象団体等の概要と監査の結果

- 1 社会福祉法人 中央区社会福祉協議会
  - (1) 所管部課

福祉保健部 管理課

(2) 団体の概要

所 在 地 中央区八丁堀四丁目1番5号

設 立 昭和37年9月

組 織 理事15人(会長、副会長3人、会計理事を含む。)、監事2人、 相談役2人、評議員40人

#### (3) 設立目的

中央区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

#### (4) 主な事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 在宅福祉サービス事業の推進
- ウ 福祉サービス利用援助事業
- エ ボランティア活動の振興
- オ 障害福祉サービス事業
- 力 障害者就労促進事業

#### (5) 補助金

区は社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対し、事業の運営に要する費 用として、平成26年度は183,897,416円の補助金を交付しています。

#### (6) 監査の結果

区からの補助金は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対する補助の 目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行され ているものと認められました。しかし、年間事業費を上回る多額の基金(福 祉事業基金・ボランティア基金)が積み立てられていますので、その積極的 な活用方法等について検討してください。

#### 2 社会教育会館[3館]

#### (1) 施設概要

ア 築地社会教育会館

所 在 地 中央区築地四丁目15番1号

延床面積 5,367 m<sup>2</sup>

主な施設 講習室、洋室(5室)、和室(3室)、料理教室、視聴覚室、 音楽室、屋内体育場、卓球室、トレーニング室

イ 日本橋社会教育会館

所 在 地 中央区日本橋人形町一丁目1番17号

延床面積 2,812 m<sup>2</sup>

主な施設 講習室、洋室(3室)、和室(2室)、料理教室、ホール

ウ 月島社会教育会館

所 在 地 中央区月島四丁目1番1号

延床面積 2,590㎡

主な施設 講習室、洋室(3室)、和室(3室)、料理教室、ホール

エ 月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」

所 在 地 中央区晴海一丁目4番1号

延床面積 1,398㎡

主な施設 ギャラリー、音楽室、美術工芸室、洋室

#### (2) 設置目的

区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目 的としています。

(3) 所管部課

区民部 文化·生涯学習課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 小学館集英社プロダクショングループ

イ 構成団体

- (ア) 株式会社 小学館集英社プロダクション 千代田区神田神保町二丁目30番地
- (イ) 株式会社 共立

渋谷区代々木五丁目40番13号

- (ウ) 伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社 中央区日本橋本町二丁目7番1号
- (5) 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで なお、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで引き続き指定しています。

(6) 運営費負担金等

区は指定管理者に対し、中央区立社会教育会館の管理に関する基本協定 書(平成24年4月1日付け締結)等に基づき、平成26年度は237,707,484円の 運営費負担金を支出しています。

なお、社会教育会館使用料は69,028,870円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、 会計も適正に処理されているものと認められました。

- 3 総合スポーツセンター・浜町運動場・月島スポーツプラザ
  - (1) 施設概要

ア 総合スポーツセンター

所 在 地 中央区日本橋浜町二丁目59番1号 浜町公園内

延床面積 19,520.77㎡

主な施設 温水プール、主競技場、第二競技場、武道場、卓球場、 エアライフル場、ゴルフ練習場、トレーニングルーム、 弓道場、アーチェリー場

#### イ 浜町運動場

所 在 地 中央区日本橋浜町二丁目59番1号 浜町公園内

面 積 8,991㎡

施 設 運動場1面

ウ 月島スポーツプラザ

所 在 地 中央区月島一丁目9番2号

延床面積 2,700.307 m<sup>2</sup>

主な施設 温水プール、武道場

#### (2) 設置目的

スポーツ及びレクレーションの振興を図り、区民の心身の健全な発達に 寄与することを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 スポーツ課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 シンコースポーツ・大成サービス共同事業体

イ 構成団体

(ア) シンコースポーツ 株式会社

中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

(イ) 大成有楽不動産 株式会社

中央区京橋三丁目13番1号

(5) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(6) 運営費負担金等

区は指定管理者に対し、中央区立総合スポーツセンター等体育施設の管理に関する基本協定書(平成23年4月1日付け締結)等に基づき、平成26年度は370,160,441円の運営費負担金を支出しています。

なお、浜町運動場の運動場使用料は2,287,400円であり、区の収入になっています。また、総合スポーツセンター及び月島スポーツプラザにおいては利用料金制を採っており、基本協定書第20条に基づき施設の利用に係る料金は指定管理者の収入となっています。

#### (7) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められましたが、備品調達のリース契約で、指定期間とリース期間が合致していないケースがありました。リース契約と備品調達のあり方について検討してください。

#### 4 十思保育園

(1) 施設概要

所 在 地 中央区日本橋小伝馬町5番1号

延床面積 1,065.95㎡

主な施設 保育室(6室)、遊戯室、園庭(屋上)

定 員 85人

(2) 設置目的

保護者が就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭 の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 清香会

福岡県豊前市八屋1537番地の1

(5) 指定期間

平成21年8月1日から平成31年3月31日まで

(6) 運営費負担金

区は指定管理者に対し、中央区立十思保育園の管理に関する基本協定書 (平成21年8月1日付け締結)等に基づき、平成26年度は127,105,506円の運 営費負担金を支出しています。

(7) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、 会計も適正に処理されているものと認められました。

- 5 京橋こども園
  - (1) 施設概要

所 在 地 中央区京橋二丁目17番7号

延床面積 1,377.90㎡

主な施設 保育室(6室)、遊戯室、園庭、子育て支援室(4室)

定 員 長時間保育60人、短時間保育9人

(2) 設置目的

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに対して教育と保育 を一体的に提供することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

#### (4) 指定管理者

株式会社 小学館集英社プロダクション 千代田区神田神保町二丁目30番地

(5) 指定期間

平成25年10月1日から平成35年3月31日まで

(6) 運営費負担金

区は指定管理者に対し、中央区立京橋こども園の管理に関する基本協定 書(平成25年10月1日付け締結)等に基づき、平成26年度は124,482,224円の 運営費負担金を支出しています。

(7) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、 会計も適正に処理されているものと認められましたが、収支決算において 運営費に計上することが不適切と思われるものがありました。改善に努め てください。

- 6 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」
  - (1) 施設概要

所 在 地 中央区明石町1番6号

延床面積 2,690.92 m<sup>2</sup>

主な施設 居室(個室36)、食堂、浴室、静養室、作業室

定 員 施設入所30人、短期入所6人、通所事業56人

(2) 設置目的

知的障害のある方がその能力や適正に応じて自立した日常生活及び社会 生活を営むための支援を行うとともに、介護を行う方の疾病その他の理由 により介護を受けることが一時的に困難となった障害のある方の短期入所 等を行うことを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 障害者福祉課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号

(5) 指定期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

#### (6) 運営費負担金

区は指定管理者に対し、中央区立知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の管理に関する協定書(平成26年4月1日付け締結)等に基づき、平成26年度は276,218,165円の運営費負担金を支出しています。

#### (7) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、 会計も適正に処理されているものと認められました。

#### 7 新川児童館

#### (1) 施設概要

[平成26年8月31日まで]

所 在 地 中央区新川二丁目 9 番10号

延床面積 433.1 m<sup>2</sup>

主な施設 学童クラブ室、音楽遊戯室、図書室、ホール、 屋上(82.6㎡)

[平成26年9月1日から]

所 在 地 中央区新川二丁目13番4号

延床面積 1,839.06㎡

主な施設 多目的ホール、遊戯室・集会室、図書・自習コーナー、 工作室、子育て交流サロン、幼児室、情報交流室、 学童クラブ室

#### (2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(4) 指定管理者

株式会社 ポピンズ

渋谷区広尾五丁目6番6号

(5) 指定期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

(6) 運営費負担金

区は指定管理者に対し、中央区立新川児童館の管理に関する基本協定書 (平成26年4月1日付け締結)等に基づき、平成26年度は79,429,355円の運 営費負担金を支出しています。

#### (7) 監査の結果

区からの運営費負担金は基本協定書等に基づきおおむね適正に執行され、 会計も適正に処理されているものと認められました。

- 日本橋高齢者在宅サービスセンター
  - (1) 施設概要

所 在 地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 624.00m<sup>2</sup>(共有部分含む)

機能訓練室、食堂、事務室 主な施設

一日定員 一般型30人

(2) 設置目的

身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高 齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持するうえで必要 なサービスを提供し、福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(4) 指定管理者

株式会社 ニチイ学館

千代田区神田駿河台二丁目9番地

(5) 指定期間

平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(6) 運営費負担金等

本施設は利用料金制を採っており、施設の利用に係る料金は指定管理者 の収入となります。区との中央区立日本橋高齢者在宅サービスセンターの 管理に関する基本協定書(平成23年4月1日付け締結)等に基づき、平成26 年度の管理経費は利用料金収入(介護報酬及び利用者本人負担金)で賄われ、 区から指定管理者に対する運営費負担金の支出はありません。

(7) 監査の結果

施設の管理運営業務は基本協定書等に基づきおおむね適正に行われ、会 計も適正に処理されているものと認められましたが、利用率がこれまでと 比べ低くなっています。その要因を把握・分析し、利用率回復に向けた施 設運営のあり方等について検討してください。

#### 第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、前記の「主たる観点」を基本としつつ、対象 とした団体に対する所管部課の指導監督が適切に行われているかどうかといった 視点からも実施しました。

その結果、財政援助団体(中央区社会福祉協議会)に関しては、区からの補助金が目的に沿っておおむね適切かつ効果的に執行されているものと認められました。なお、基金の積立額が相当額となっています。福祉事業基金及びボランティア基金とも規程に基づきおおむね適正に管理されているものと認められますが、その積極的な活用方法等についても検討してください。今後とも、サービスの向上とより効果的な事業運営に当たられるよう要望します。

指定管理者の管理業務については、基本協定書等に基づき管理業務が適切に履行され、区からの運営費負担金もおおむね適正に執行されているものと認められました。しかし、運営費負担金のうち「運営費」「一般管理費」の算出方法や区からの支払方法などが施設により異なっています。指定管理業務履行上の留意事項や経費積算根拠などについてはガイドラインを設けるなど、制度の適正かつ効果的な運用に向けた庁内基準等の整備を進めることが必要と考えます。

平成27年度は前年度に比べ2施設増加し、54の施設に指定管理者制度が導入されています。所管部課にあっては、指定管理者制度の運用にあたりサービス・安全・経費など多方面から業務の履行状況を絶えず点検するとともに、適時適切な指導監督を心がけてください。また、指定管理者にあっては、民間のノウハウを最大限に発揮し、施設の認知度や魅力を高め、利用率の向上を図るとともに、区民満足度のより高いサービスの提供に向けて創意工夫に努めるよう要望します。

### (別 表)

## 平成 27 年度財政援助団体等監査実施日程

団 体 名 等	監查委員監查	事務局監査
社会福祉法人 中央区社会福祉協議会	平成27年11月 2日(月)	平成27年11月 2日(月)
小学館集英社 プロダクショングループ (社会教育会館[3館])		平成27年10月22日(木)
シンコースポーツ・ 大成サービス共同事業体 (総合スポーツセンター 浜町運動場 月島スポーツプラザ)	平成27年11月 2日(月)	平成27年11月 2日(月)
社会福祉法人 清香会 (十思保育園)		平成27年10月22日(木)
株式会社 小学館集英社 プロダクション (京橋こども園)	平成27年11月 6日(金)	平成27年11月 6日(金)
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 (知的障害者生活支援施設 「レインボーハウス明石」)	平成27年11月19日(木)	平成27年11月19日(木)
株式会社 ポピンズ (新川児童館)	平成27年11月 6日(金)	平成27年11月 6日(金)
株式会社 ニチイ学館 (日本橋高齢者在宅 サービスセンター)	平成27年10月26日(月)	平成27年10月26日(月)

刊行物登録番号 27 - 097

### 平成27年度 定 例 監 査 結 果 報 告 書 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

平成28年2月発行 編集·発行 中 央 区 監 査 事 務 局 中央区築地一丁目1番1号 電話 03 (3543) 0211 (代表)